

(仮称) 松林地区地域集会施設等複合施設整備事業説明会 (第1回目)

日時：令和5年1月21日(土) 11時30分から

場所：松林公民館講義室

行政出席者：市民自治推進課長、市民自治推進課主幹、市民自治推進課課長補佐、市民自治推進課担当2名、資産経営課長、福祉政策課長、建築課長、建築課主幹、建築課担当主査

来場者数：35名

○司会

皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、(仮称)松林地区地域集会施設等複合施設整備事業に関する近隣住民説明会にお越しいただきまして誠にありがとうございます。

私は本日説明会の司会進行を務めさせていただきます。茅ヶ崎市総務部市民自治推進課協働推進担当課長補佐です。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ち、いくつかご案内がございます。

現在茅ヶ崎市では、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、会議等の開催にあたっては、消毒液の設置等に取り組んでおります。本日会場にいらっしゃる皆様におかれましても、マスクの着用等にご協力いただきますようお願いいたします。

【資料確認】

お手元に緊急時連絡先票というA5の紙を配布させていただいております。こちらにつきましては方が一、本会議内で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合、皆様のご連絡先を保健所等に提出をさせていただくことがございますので、あらかじめご承知おきください。

ご記入いただきましたら机の上に置いていただいて、お帰りの際には、そのままご退席いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

最後に、本説明会の概要の作成、公表のため、録音させていただいておりますので、ご了承ください。

本日いただいたご意見につきましては、他の日程での説明会でのご意見、計画に対するご意見を文書でいただくパブリックコメント手続きなどを踏まえて対応を検討して参ります。

最終的な市の対応方針につきましては、本説明会の概要とあわせて公表させていただくことを予定しております。本日の説明会は質疑応答を含めまして、概ね1時間程度を予定しておりますのでご協力くださいますようお願いいたします。

では最初に市民自治推進課長よりご挨拶させていただきます。

○市民自治推進課長

皆様こんにちは。本日はこのようにたくさんの方にお集まりいただきましてありがとうございます。茅ヶ崎市総務部市民自治推進課で課長させていただきます。

この松林地区のコミュニティセンターの建設に関しましては、市民自治推進課が所管の課となっておりますので私から一言ご挨拶をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

松林地区の皆様におかれましては、平成20年、2008年より、地域集会施設の建設についてご要望いただいております。この間に、まだ予断を許さない状況ではございますけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という未曾有の事象も起こったこともあり、本年は2023年でございますので、地域の皆様におかれましては15年もの間、コミセンの建設をずっとお待ちいただいたこととなります。本当に申し訳ございませんでした。

しかし、ここでやっと建設の準備を進めることができることとなりましたので、まずは整備地の近隣のお住まいの方に、整備の概要についてご説明させていただきたいということで、本日、この

会を開催させていただいております。限られた時間ではございますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

それでは、議事に入る前に出席者を紹介させていただきます。

【市職員紹介】

○市民自治推進課長

行政側の出席者と合わせまして、本日は、松林地区まちぢから協議会の役員の皆様等にお集まりいただいております。ご紹介させていただきます。

まず、会長でございます。副会長Aでございます。副会長Bでございます。副会長Cでございます。副会長Dでございます。会計でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

それでは議事に入ります。

次第の(1)地域集会施設、地区ボランティアセンター及び地域包括支援センターについて、及び(2)(仮称)松林地区地域集会施設等複合施設整備基本計画素案について、市民自治推進課よりご説明させていただきます。

続いて建築課より解体工事等についてご説明させていただき、一通りの説明が終わった後に質疑応答の時間とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

申し訳ありません。まだお手元に資料が届いていない方がいらっしゃるかと思いますが、正面のパワーポイントが配布した資料と同じ内容ですので、まずそちらをご覧くださいければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○市民自治推進課担当A

それでは市民自治推進課より、地域集会施設、地区ボランティアセンター、地域包括支援センターの各施設の役割等についてご説明いたします。

配付資料①のスライドの資料をご覧ください。こちら2ページの目次に沿って、各施設についてご説明いたします。

まず3ページをご覧ください。地域集会施設でございますが、地域集会施設は、コミュニティセンター、通称コミセンと略されております。コミュニティセンターはサークルや団体等の地域住民の自主的活動の推進を図ることを目的としている施設でございます。

また、地域課題の解決に取り組むコミュニティである、まちぢから協議会等の協議の場、活動拠点でもございます。

4ページをご覧ください。コミュニティセンターの歴史についてですが、1984年、昭和59年に、市内第1号のコミュニティセンターである浜須賀会館が、市内松が丘に建設されており、直近では2015年、平成27年に11館目のコミュニティセンターである松浪コミュニティセンターが、市内常盤町に開設されております。

5ページをご覧ください。地図の通り、現在市内13地区のうち、11地区にコミュニティセンターが設置されております。また、公民館につきましては、星印でお示ししております。市内5ヶ所に設置されております。

6ページをご覧ください。それでは、この公民館とコミセンとの違いについてご説明いたします。こちら左上の設置目的にございます通り、公民館につきましては社会教育法第20条におきまして、教育、学術、文化に関する事業を行い、教養の向上、健康の増進、情操の純化を図るための社会教育施設でございます。

利用される皆様にとってなかなか違いが難しいとは思いますが、簡単に説明をしたものが、7ペ

ージです。公民館は社会教育法に基づき設けられた地域住民のための社会教育施設、学びを中心とした活動をする拠点でございます。一方コミセンは、地域住民の自主的活動の推進を図る施設です。こちらは学習目的だけではなく、地域活動のために集える地域活動の拠点という部分におきまして、公民館とコミセンは異なっている状況でございます。

8 ページをご覧ください。施設の管理運営におきまして、公民館は市職員が配置され、市が直営で管理を行っております。一方、既存のコミュニティセンターはいずれも、自治会ですとか地区社協、民児協、青少年育成推進協議会等の団体で構成されました管理運営委員会や、まちぢから協議会といった団体が指定管理制度によって管理運営を行っております。

地域の団体で管理することにより、その地域に合ったより自由度の高い管理運営を実施できるメリットがございます。また、利用の受付等の事務につきましては、管理運営委員会ですとか、まちぢから協議会の委員以外のスタッフを、地域住民の中からその施設の規模に応じて雇用をしている状況でございます。

9 ページをご覧ください。コミュニティセンターの機能については、一番新しい松浪コミセンを参考にご説明をいたします。松浪コミセンは、1階に複合施設である子どもの家、ボランティアセンター、地域包括支援センターが併設されておきまして、その他にも、広いフリースペースやカフェがあります。2階にはホール、調理室、音楽室、会議室が3つ、和室が2つ設置されております。

10 ページをご覧ください。こちら松浪コミセンですが、会議室ではサークル活動や団体等の会議、和室では親子でのヨガ教室なども実施されております。

11 ページをご覧ください。こちら一番広いホールでは会議だけでなく、社交ダンスですとか、フラダンス、太極拳、卓球、スポーツ吹き矢など様々な活動が行われております。調理室では蕎麦打ち体験なども実施されております。多くの市民の方々が多世代で交流することにより、様々な繋がりが生まれております。

12 ページをご覧ください。こちらは平日午後のカフェやフリースペースの様子です。カフェは高齢者の方が集まってお茶をしたり、フリースペースは小学生が遊んでいたりと、中高生が勉強していたりと、世代を問わず多くの方が利用しております。会議室やホール等の貸し部屋は、団体登録をして事前に予約をしないと利用できませんが、フリースペースやカフェ等は誰でも利用が可能となっており、公民館とは違って学ぶ目的ではなくても、誰でもふらっと集える場所となっております。

13 ページをご覧ください。利用方法につきましては、先ほどご説明したフリースペースやカフェなどは予約なしで利用できますが、こういった会議室やホール等の貸し部屋につきましては、事前に団体の利用者登録を行い、登録後に直接窓口での申し込みですとか、公共施設予約サービスを利用して申請を行います。施設の使用料は無料となっております。以上がコミセンの説明となります。

14 ページをご覧ください。地区ボランティアセンターとは、地区社会福祉協議会が運営しており、日常生活の困りごとなどを気軽に相談できる、住民同士の身近な相談窓口となっております。本人または家族が、高齢・病気・出産・育児などの理由により日常生活に支障があり、支援を必要とする方のちょっとした困りごとに対する手助けなど、同じ地域にお住いのボランティアの皆さんがお応えしております。

15 ページをご覧ください。ボランティアセンターに寄せられる依頼の一例として、施設や作業所の行事のお手伝い、保育などの見守りのお手伝い、一人暮らしのお年寄りの話し相手、こちらは囲碁や将棋等の相手なども含まれます。散歩の付き添い等の外出支援、草取りや低い木の剪定、掃除や洗濯、電球の交換などの簡単な修理、その他、ごみ出しや買い物などなど様々な支援を行っております。支援の内容や利用料金は地区によって異なりますので、まずはご相談をお願いいたします。

16 ページをご覧ください。続いて、地域包括支援センターについて説明いたします。地域包括支援センターとは、高齢者等の地域住民の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防に必要な援助などを行うところでございます。また、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域包括ケアの推進に向けた中核的な機能を果たす機関でもあります。高齢者やその家族からの相談について、保健師や看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士の三職種がチームとなって連携し、保健・医療・介護・福祉など様々な面から皆さんの生活を支

えております。

詳細はお配りしております「高齢者のガイド」をご覧ください。

17 ページをご覧ください。ボランティアセンター及び地域包括支援センターは市内で 13 地区に設置されております。

各施設の概要の説明については以上でございます。

○市民自治推進課主幹

今お手元にお配りをしております、こちらの仮称松林地区地域集会施設等複合施設整備基本計画素案についてご説明をさせていただきます。

地域集会施設は通称コミセンと言われておりますので、ここからはコミセンとして説明をさせていただきます。この計画は本市で 12 館目となりますコミセンを松林地区に整備するための諸条件や方向性をまとめた計画でございます。

1 ページをご覧ください。これまでの経緯といたしまして、中段に記載をしておりますように、松林地区で活動されている様々な団体の皆様で組織されております松林地区まちぢから協議会を通じまして、松林地区のコミセンの建設について、平成 20 年、2008 年より 15 年にわたり、ご要望をいただいている状況がございました。

この間に松林地区まちぢから協議会の皆様は、自発的にコミセン研究会を発足され、松林地区に望ましいコミセンについて検討を進めていただいております。

続いて 3 ページをご覧ください。こちらには、本市でこれまで整備いたしました 11 館のコミセンの開設の年であるとか、大きさがございます。また、コロナ禍で利用者の制限をしていた状況ではありましたが、令和 3 年度の利用者人数の情報等を一覧表でお示ししております。松林地区にこれから整備をして参りますのは、本市で 12 館目となるコミセンでございます。⑪の松浪コミセンの状況等を参考にしながら、今後整備を進めて参ります。

続いて 5 ページをご覧ください。こちらには、松林コミセンがどのような理念を持って整備を進めていくのかをまとめてございます。松林コミセンは地域活動の拠点としての役割だけではなく、様々な年代の皆様が気軽に訪れていただき、来訪者同士が交流をして、それをきっかけにお互いを支え合う心であるとか、地域への愛着を育む施設を目指して整備を進めて参ります。

基本方針として、①の市民の交流、②の文化、学び、③の健康、スポーツ、④の福祉、この 4 つを柱としております。

8 ページをご覧ください。こちらに記載をいたしましたように、地域福祉の拠点として、現在赤羽根にございます地区ボランティアセンター、ふれあい支え合い松林サポートセンターと、高田にございます地域包括支援センターくるみをコミセンに移転しまして、複合施設として整備を進めて参ります。

続いて 11 ページをご覧ください。整備予定地といたしましては、市営高田住宅の二階建て棟の跡地、南東側の敷地、1,500 m²に二階建て、床面積 1,500 m²を上限といたしまして整備を進めて参ります。

完成後の管理運営につきましては、13 ページをご覧ください。こちらに記載の通り、松林地区まちぢから協議会に指定管理者として担っていただくことを想定しております。

最後に今後の予定でございますが、近隣住民の皆様を対象とした本日のような説明会、本日が第 1 回目。第 2 回目を来週火曜日、24 日の 13 時 30 分から、第 3 回目を、同じく来週 24 日の 19 時 30 分から、こちらの松林公民館におきまして開催をさせていただきます。

その後、基本計画に関する、茅ヶ崎市の全市民の皆様を対象とした意見交換を、25 日水曜日の 10 時から、27 日金曜日の 19 時から、こちらは松林公民館で行い、29 日の日曜日の 10 時からは市役所の本庁舎 4 階の会議室にて開催を予定しております。

また、基本計画素案に対するたくさんのご意見をいただきたく、1 月 27 日金曜日から 3 月 7 日火曜日まで、パブリックコメントを実施いたします。

こうしたところで皆様からいただいたご意見を踏まえまして、この基本計画を策定し、この計画

を基に、令和5年度には設計を進めて参ります。なお、工事等の説明につきましては、この後、建築課よりさせていただきます。

以上簡単ではございますが、(仮称)松林地区地域集会施設等複合施設整備基本計画素案についてご説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○建築課主幹

建築課より、市営高田住宅の解体工事及び周辺道路整備についてご説明させていただきます。基本計画素案の14ページをご覧ください。施設整備のスケジュールは14ページの表の通りとなっております。

解体工事の実施時期は、令和5年10月から3月末までの工期で実施する予定としております。概要といたしましては、市営高田住宅の北側の5階建ての建物2棟は残し、2階建ての建物14棟と、敷地内の公園を除却するものです。解体後の敷地は碎石を敷きならす予定です。詳細な施工方法や工程等につきましては、施工業者が令和5年9月に決定する見込みとなっておりますので、その後、近隣の皆様にお知らせさせていただきたいと考えております。

その他、今年度は解体工事に向けて、敷地の測量、地質調査、アスベスト調査、電柱等の移設や撤去を実施しております。

また、令和5年度、6年度には、敷地に接する道路の向かい側の住宅を対象に、解体工事の前後に家屋調査を実施させていただきます。周辺道路の整備につきましては、市営住宅の敷地に接する南側と東側の道路の市営住宅側に、約2.5メートルの歩道を整備する予定で、道路関係部局と庁内調整を行っております。実施予定としましては、令和5年度に警察協議と道路設計を行い、令和6年度に道路工事をする予定となっております。

あと1点、建築課から補足説明をさせていただきます。11ページをお開きください。(2)整備敷地の右側の拡大地図をご覧ください。市営高田住宅に関しましては四方向が道路になっておりまして、先ほどご説明しました通り、東側と南側につきましては2.5メートルの歩道を設置する予定となっております。

この西側の道路ですが、建築基準法によって道路中心から2メートル下がる道路になっているのですが、現況、市営高田住宅は道路中心から2.2メートルから2.3メートル下がっております。

ということで、現在、道路上に見えるのですが、実質は道路の中心から2メートルの差、20センチから30センチの空間については、正式に市営住宅の敷地になっておりますので、その部分を道路に変更するというので、新たに後退が生じるということではありません。西側道路に関しては現況道路、下がったところで市営住宅の敷地を道路に変えるという内容になりますので、よろしく願いいたします。説明は以上になります。

○司会

説明は以上となります。続きまして質疑応答を行います。

質問のある方は挙手をお願いいたします。職員がマイクをお持ちしますので、お名前を申されてから発言いただくようお願いいたします。ご質問ある方、いらっしゃいますでしょうか。

○住民A

先ほど公民館とコミセンの違いみたいな説明あったんですけど、実は今現在、私は松林公民館で音楽の活動やってるんですけども、コミセンができたときには両方を使えるものなのか。そこら辺の線引きがちょっとよくわからなくて、どうなるんでしょうかっていうのが質問です。

○市民自治推進課長

どちらの施設もお使いいただくことが可能です。コミュニティセンターは教育だけではなくて、皆さんの交流も深めていただくという施設になっていきますので、音楽のサークルであればどちらの施設をお使いいただいても大丈夫でございます。

○住民A

ありがとうございます。

○司会

他にご質問ある方は。順番にお願いします。

○住民B

ちょっとコミセンの直接の内容ではないんですが、せっかくコミセンができるので、銀行のATMの設置とか、あと多分この釣り堀の近くに昔、郵便ポストがあったんですが、それがもう無くなったんですけど、郵便ポストの設置等を考えていらっしゃるかどうかお聞きしたいんですけど。

○市民自治推進課長

ご意見ありがとうございます。今、施設の内容については、こういうものがないのではないかということで検討させていただいてるんですけど、周辺設備については、まだ検討を進めてございませんので、いただいたご意見等も踏まえながら、今後検討を進めて参りたいと思います。

○住民B

よろしくお願いします。

○住民C

このコミセンの部分は説明でわかったんですが、その他の土地の部分の計画プランというのは、大体のところ何案かあるんですかね。それともこれは民間に販売して自由にお使いくださいというような案もあるんですか。それを教えてください。

○資産経営課長

本市におきまして、平成30年4月に改定を行いました公共施設整備再編計画というものがございますが、そちらの中では、段階的に売却というような形ではお示しをさせていただいているところでございます。

ただ今回、図面にもございます通り、4,330㎡程残る土地がございますので、この部分、まず私どもでは建設と並行いたしまして、何か公共的なもので利用ができるのか、何か必要とされているものがあるのか、まずそういったところの部分の検討を、同時に並行して行っていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○住民D

今の関連になるかと思いますが、正面の図の上の既存市営住宅用地というところも、活用ができる土地に入るのでしょうか。

○建築課主幹

北側の1,600㎡と書いてあるところは、現在5階建ての建物の敷地になっておりますので、今回に関しましては、この1,600㎡というのは、特に利用はしないという形になっております。

○住民D

永久にというか当面、しばらくの間はですか。

○建築課長

現在、5階建ての建物については居住者が居ますので、その方達はこれまでも、これ以降も住んでいただくんですけども、耐用年限が来る時点、恐らく17年後ぐらいになると建物の耐用年限を迎えます。

そうなってくると、その前から移転をしていただいて、17年後には皆さんは新たな場所に移っていただく。移った段階で壊して、新たな市営住宅を建てるのか、それとも同じように土地の利活用を図っていくのかを検討していくということになりますので、現段階ではしばらくこのまま、現状のままということでございます。

○住民D

ありがとうございます。

○住民E

ボランティアセンターなので市役所と直接関係があるかどうかわかりかねますが、そういった市役所関連の窓口というか施設というか、そういうものはお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○福祉政策課長

今回は、このボランティアセンターと地域包括センターを複合施設として、地域の方の困りごと等に対応するという形で考えております。

○住民E

ご検討いただける余地はございますか。

○市民自治推進課長

市民課等の窓口センターのお話でしょうか。

○住民E

そういう関連の機関というか窓口というか、常設されるような考えや予定はあるのでしょうかというお話です。

○市民自治推進課長

申し訳ございません。こちらは地域集会施設としての整備を検討しておりますので、今のところ窓口センターをこちらにという計画はございません。

○住民E

ありがとうございました。

○住民F

施設の建設場所の図面11の中で、道路境界線というのが右側と下側に黒く塗りつぶされてるんですけど、ここの左下の方、道が急に屈曲しているところがありまして、これはこの隅切りの設置という表現で黒く塗りつぶしているところで、私有財産を削るわけにはいかないという話になると思うんですけど、この黒いところまで下がるという意味なんですか、どういう意味なんですか。広がればありがたいんですけど。

○建築課主幹

ここの拡大地図で示している黒い部分に関しましては、歩道として拡幅しますので、さらにこの

隅切りの設置と書いてあるところに関しましては、現在、交差点に段差ができておりまして、まず2.5メートルの歩道を作る前に、段差を20分の1の勾配で綺麗に、段差の解消をいたします。それからさらに2.5メートルの歩道をつけますので、本当にこの隅切りの角辺りになると、多分3メートル近く、細かい道路の設計は道路建設課でやっておりますが、まず段差を解消した後、さらに2.5メートルの歩道をつけるというような考えであります。

○住民F

わかりました。ありがとうございます。

○住民G

令和8年度10月に開館ということで非常に待ち望んでいるわけですがけれども、現状で課題となるようなことを、例えば予算上の問題とか、場所はもう確保されていると思うんですけれども、何か今後課題となるようなものがあればご紹介いただきたいと思います。

○市民自治推進課長

ご意見ありがとうございます。本日も説明会に庁内関係課が揃って参加させていただいているように、庁内連携して整備の計画等を進めてございますので、この新型コロナウイルスのようなよほど大きな状況がない限りは、順調に整備を進められるものと考えております。

ただ、現在海外の状況等がありまして、建築の資材等の入手が困難な状況があります。市の力だけではどうすることもできませんが、そのような状況がない限りは順調に整備が進むものと考えてございますので、皆様には令和8年10月には、新しい施設をお届けできるものと考えてございます。

○住民D

資料2、整備計画の11ページで、二階建て棟の1から15号棟の除却となっておりますが、一昨年でしたか、私がここを国勢調査員として担当していて、ちょうどここを回っていて、当時でもほとんど、2割ぐらしか住んでいる人がいない。どうなるんですかと、たまたま市の担当の人と会って、皆さんに退去いただいて、ここを何かする方向に考えている時のことを聞きました。

一つは、もう全員退去されたんでしょうか。二つ目に、2階建てとありますが、当時私が国勢調査で回った時に1階建ての市営住宅もあったような記憶が、私の勘違いかもしれませんが、そういうものはそのまま残すのか。三つ目に、団体として登録したところの利用申し込みを受け付けるということは、個人は駄目になる予定なのか。この三つをお願いします。

○建築課主幹

まず現状の市営高田住宅の入居の状況ですが、令和4年12月で入居者の方が全て退去しているというような形になっております。

2階建てが14棟建てておりますのでそこを除却する、それを令和5年度に予定しております。また、現状2階建てですので、平屋はないという認識です。以上です。

○市民自治推進課長

利用について、これからコミセンの施設の中の状況をどのようにしていくか、地域の皆さんや、この建設事業に際して一緒にご意見を言いながら整備を進めていただく方を公募の委員として、2月1日号の広報ちがさきで募集をさせていただき予定でございます。

先ほど松浪コミセンの例を参考に整備を進めていきますというお話をさせていただきましたが、どのような施設になるかは、そのような皆さんのご意見を聞きながら検討して参りますが、松浪コミセンのような状況になりますとフリースペース等がございますので、フリースペース等に関しましては、個人の方が自由に利用させていただいて勉強していただいたり、また、近くの方とお話をさせていただく時間を過ごしていただいたりということができるようになります。

既存のコミュニティセンターにつきましては、それ以外の会議室等は団体の皆様にご活用いただいておりますが、こちらにつきましても、どのように管理運営をしていくのかということは地域の皆様等々、意見交換をしながら決めさせていただきたいと考えてございます。よろしく願いいたします。

○司会

他にご意見がある方はいらっしゃいますか。

○住民H

大変期待しております。楽しみにしております。防災の観点で、今回、何らかの打つ施策があれば教えていただきたいと思えます。

○市民自治推進課長

現在のところ、防災の設備ということの位置付けはございません。市内各コミュニティセンターにおきましても、管理運営を市民の皆様にご担っていただいておりますので、市として、まだ防災の位置付け等につきまして、各コミュニティセンターについては決定してない状況でございますので、その観点は今のところ持っていない状況でございます。

○住民H

市役所に載っている動画を見ますと、確か松浪コミセンが屋上に避難設備がしっかり入っていますよ。なので、それはコミュニティセンター自身の連携ということもあると思うんですね。そこは是非、その防災観点というのは無しではなくて、入れていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○市民自治推進課長

ありがとうございます。すみません、松浪コミセンは海に近いので、津波の一時退避場所として屋上を使っていただくという観点で設計はされているんですけども、皆様に避難していただくという避難所としての位置付けは、現在コミュニティセンターにはない状況です。

ただ、今ご意見等もいただきましたので、今後、計画の中でどのような位置付けにしていくのかは検討して参りたいと思えます。

○住民I

他のコミセンを見ていないのでちょっとイメージがわからないんですけど、11ページの右の図面の拡大図ですけど、その4,300㎡というのは、周囲は塀か何かで囲まれるんですか。こういうハッチングのところが多分建物で、残りの3,000㎡近くは駐車場とかそういう形になるんでしょうかね。あと、入口とかはどうなるんでしょうか。その辺を教えてください。

○建築課主幹

今回解体をいたしましたら、防犯の対策もございますので、まずは木の柵を一周ぐるりと回す予定になっております。

○住民I

工事中ということではなくて。

○建築課主幹

解体工事が終わった後に、翌年道路工事が入りますので、1年間そこが何も無い更地のような状況になっているんですね。そのため、1年間空いてる部分は防犯上、やはりいろいろありますので、そこは解体工事の時に周辺に柵をするというような形で考えております。

○建築課長

すみません、補足させていただきます。まず、この既存の市営住宅用地として1,600㎡を残し、こちら側の14棟ある二階建て部分は全て壊します。壊した段階で周りに木の杭を打って、番線等に入れないように対応はします。

こちらの新たにコミセンを建設する場所、この建設の内容が決まりましたら、こちらの部分にまた杭を打ち直してから工事を始めます。植栽の関係とかもございますので、それは今後、工事が終わった後に最終的な仕上げとしては、皆様のお宅にあるようなフェンスや植栽等で仕上げるだとか、この辺の区画としては、完全な塀的な意味で、植物でやるのか工作物でやるのかは、今後の設計で変わってきます。

入口に関しましても、やはりこれから協議をしていかないと、こちらから車が入るだとか、人が入るだとか、これから設計の中で皆様のご意見を伺いながら検討させていただきたいと思っております。以上です。

○住民 I

残りの3,000㎡近くの部分はどうなるんですか。

○建築課長

こちらの部分は杭では囲うんですけども、運用に関しましては、先ほど資産経営課の方で説明した通り、庁内でこちらの利活用ができるか検討していくということで、それについてはまだ時間がかかるかなということでございます。

○住民 I

コミセンとしての駐車場等は1,500㎡の中か。

○建築課長

そうです。こちらの中で、全てコミュニティセンターの建設、駐車場から駐輪場、倉庫等、コミセンの建設用地としてはここしかないですよ、ということでございます。

○住民 I

わかりました。ありがとうございます。

○司会

他にご意見ある方はいらっしゃいますか。

それでは、以上を持ちまして終了いたします。資料配布の遅れ等がありまして、大変申し訳ありませんでした。本日はお忙しい中お越しいただきまして、誠にありがとうございました。

○市民自治推進課長

もし資料を余分にお持ち帰りになりたい方がおられましたら、お声掛けいただければ予備をお作りしておりますので、前の方へお願いいたします。